

14) 政治参加（投票したり、立候補する）

障害のある人が、障害のない人と同じように投票したり、立候補するために、必要な支援や配慮が受けられるよう、法律や制度をつくりま

す。選挙の時に、障害のある人に必要な情報が伝わり、投票できるような法律や制度をつくりま



15) 司法手続（裁判と捜査、刑務所）

障害のある人が逮捕されたり、裁判に出たりするときに、必要な情報を知らされ、必要なことを言えるようなコミュニケーションの方法（手話や点字、指点字、触手話、要約筆記、わかりやすいことばなど）が用意されるよう、法律や制度をつくりま

す。また、警察官や刑務官（刑務所ではたらく人）などが障害のある人のこ

16) 国際協力（国を超える助け合い）

国は、外国の障害のある人のために、外国の政府や国際機関、民間団体と協力するための法律や制度をつくりま

す。障害のある人たちに関係することを含め、いろいろな国際協力活動に障害のある人が参加できるよう、合理的配慮（本人の障害に応じた対応）を用意し、バリアフリー化を進めなければなりません。